

(公社) 世田谷法人会 GOLF 同好会運営規約

1 (会員)

本会は、(公社) 世田谷法人会会員もしくはその会社の社員及び家族のゴルフ愛好者とする

2 (目的)

本会は、ゴルフを通じて会員相互の親睦と技術の向上を図ることを目的とする。

3 (会名称)

世田谷法人会 G O L F 同好会

4 (開催期日及び年度)

本会は、毎年2回の開催を原則とする。(ただし会員の要望があれば随時開催することとする)

5 (競技・ルール等)

本会の競技は、原則として、18ホールズ・ストロークプレイとし、当面は新ペリア方式のハンデ戦とし、順位を決定するものとする。

また、競技ルールは、原則として開催ゴルフ場のローカルルールを適用し、ティーインググラウンドにつき2以上の使用が可能な競技者は、選択し、そのコンペを通して使用する。

6 (参加費)

原則として、コンペ1回につき参加費を負担する。参加費は、賞品代・パーティー費・雑費に充当する。尚、参加費の他に交通費の負担がある。キャンセルがあった場合は、キャンセルした者の責任において代替者を充当するものとする。尚、プレー当日を含む4日以内に代替者を充当できない場合はキャンセル料を負担する。

7 (賞品)

賞品は、原則を優勝者・準優勝者・3位・5位・BBとし、外にBG・ニアピン・ドラコンにも賞品を設ける。

ただし必要に応じてこれ以外の賞品を設けることができる。

10 (委員)

本会には、会長・運営委員(幹事2~5名)・競技委員(1名)を置く。

① 会長：伊藤 明美 運営委員：真壁 孝一・長田 雅行・杉森 真由美
秋元 隆弥・小林 俊久

② 競技委員長・ハンデ委員長：長田 雅行

12 (使用ティーマーク)

競技当日に満70歳以上の者は、本人の申し出により、使用ティーマークを選択できるものとする。

13 (付則)

この規約は、平成25年 12月 5日以後開催のコンペから適用し本規約に別段の定めなきものは、ローカルルール及びJGA規約によるものとする。